

辺野古土砂北九州・ミニニュース

辺野古埋め立て土砂搬出反対北九州連絡協議会《2018年12月07日・No71》
連絡先…森下 090-9495-3902 南川 090-2853-7116 八記 080-1730-8895
kanpanerura8k@mail.goo.ne.jp



沖縄県議会に 土砂条例強化の陳情書を提出

■全国連絡協議会では…沖縄県の土砂条例強化のために、1年以上前から、県議の皆さんとの学習会や要請行動を行ってきました。これには、北九州からも毎回参加しています。

今回は、11月から始まった県議会に向けて、搬出予定地各県の団体が、沖縄県議会に陳情書を提出しました(北九州の陳情書を裏面に掲載)。

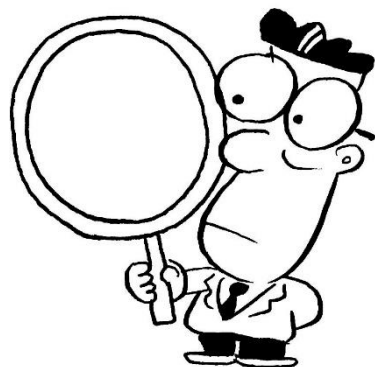
各県からの陳情は、12月12日の土木環境委員会で審議されるため、阿部(愛媛)・大津(奄美)両共同代表や沖縄の皆さんが、傍聴に行くようになっています。

また土砂条例への世論づくりのため、琉球新報・沖縄タイムスへの、強化を求める投稿や、沖縄の皆さんが、委員会前日の記者会見をセッティングしてくれました。

■北九州で見つかった特定外来生物…オオキンケイギクは道路わきの緑化に使われていたこともあり、5月になると至る所でオレンジ色の花が咲いています。また港湾施設でヒアリも複数回見つかりました。それ以外の特定外来生物としては、セアカゴケグモ・ハイイロゴケグモも見つかっています。

■沖縄県の土砂条例とは…「土砂条例」の正式名称は「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」といい、2015年11月から施行されています。この条例は、県外からの土砂に紛れて、外来生物が沖縄に入っていないようにと作られました。

■今回のポイント…①届け出から受入れまでの日数を90日より増やすこと。②特に届け出が冬季になされた場合には、特定外来生物の発見そのものが困難となることから、審査期間を長くする特例を設けること。③できるだけ審査をより正確にするため1回の届け出土量を制限すること。④「勧告」を「命令」に改正すること。⑤第9条に違反した場合は「1年以上の懲役又は100万円以下の罰金を課す」など何らかの罰則規定を追加すること…これらの事を今回求めています。



「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」 の強化を求める陳情

(陳情理由)

沖縄県の辺野古新基地建設の埋め立てに使われる土砂(岩ズリ)が、福岡県北九州市の門司地域(山口の黒髪島・向島を含む)から、740万 m^3 (高さ71.7mの沖縄県庁を一つの容器とした場合の約20杯分)も搬出される予定になっています。

北九州市では、オオキンケイギクが道路わきの緑化に使われていたこともあり、5月になると至る所でオレンジ色の花が咲いています。またヒアリも門司区の港湾施設で複数回見つかりました。市内には、その他の特定外来生物もいます。

私達は、持ち出される土砂(岩ズリ)に特定外来生物が混入し、沖縄島の豊かで独自の生態系をかく乱することを危惧しています。

15年11月、沖縄県が施行した「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」(以下、土砂条例)は、特定外来生物の運搬を原則禁止とした国の外来生物法の趣旨に基づき、また生物多様性基本法や生物多様性国家戦略の精神に即してつくられた、島々の豊かな生物多様性を守るための砦のような条例です。

しかし残念ながら、同条例が適用された那覇空港滑走路増設事業を見ると、現状の条例には改善すべき点が見えてきます。そこで、条例をより有効なものにするために、下記項目について改善・変更を求めます。

記

(陳情項目)

《1》 辺野古新基地建設事業では、沖縄県外のいくつもの地点からほぼ同時に大量の土砂が搬入されることが予想されるので、現行条例の審査期間90日は不十分であるため、以下の点を変更すること。

- ①届け出から受入れまでの日数を90日より増やすこと。
- ②特に届け出が冬季になされた場合には、特定外来生物の発見そのものが困難となることから、冬季の届け出に対しては、審査期間を長くする特例を設けること。
- ③できるだけ審査をより正確にするため、1回の届け出土量を制限すること。

《2》 土砂条例第9条で「防除の実施又は搬入若しくは使用の中止を勧告することができる」と規定されているが、「勧告」には拘束力が無いので、この「勧告」を「命令」に改正すること。

《3》 土砂条例第11条で、「特定外来生物の付着又は侵入防止のため適切な措置をとらなかったとき」などのときは、「その旨を公表することができる」とされているが、事業主が「公表されたこと」を無視すれば、拘束力は無い。そこで、第9条に「命令」規定を追加した上で、「第9条に違反した場合は、1年以上の懲役又は100万円以下の罰金を課す」など何らかの罰則規定を追加すること。

